

	名称	老人保健施設しきのケアセンター
サービスの種類	介護予防訪問リハビリテーション	

富山県告示第275号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により公示する。

令和5年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		株式会社来夢
サービスの種類		介護予防訪問看護
事業所	名称	リハ・ハウス来夢訪問看護ステーション
	所在地	氷見市窪 385番地1 DREAMER 106号室
	介護保険事業所番号	1660590058
廃止の届出を受理した年月日		令和5年4月27日

富山県告示第276号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和5年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

事業所番号	1650280041
指定年月日	令和5年6月1日

申請者	名称	医療法人社団志貴野会
事業所	所在地	高岡市鷺北新 480番地
	名称	老人保健施設しきのケアセンター
サービスの種類	訪問リハビリテーション	

事業所番号	1670202967	
指定年月日	令和5年6月1日	
申請者	名称	いちごいちえ株式会社
事業所	所在地	高岡市問屋町 211番地
	名称	ヘルパーステーションいちごいちえ
サービスの種類	訪問介護	

富山県告示第277号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和5年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称	株式会社来夢	
サービスの種類	訪問看護	
事業所	名称	リハ・ハウス来夢訪問看護ステーション
	所在地	氷見市窪 385番地1 DREAMER 106号室
	介護保険事業所番号	1660590058
廃止の届出を受理した年月日	令和5年4月27日	

令和5年10月4日(水) 午前9時から午後5時まで	避難設備・消火器	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和5年10月5日(木) 午前9時から午後5時まで	避難設備・消火器	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和5年10月11日(水) 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館
令和5年10月12日(木) 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市婦中町島本郷1番地5 富山県トラック会館

4 受講手続

受講申請書を令和5年8月18日(金)から同年8月29日(火)までの間に、一般財団法人富山県消防設備保守協会(富山市花園町四丁目5番20号)へ提出すること。

5 その他詳細については、一般財団法人富山県消防設備保守協会(電話076-422-1135)又は富山県危機管理局消防課(電話076-444-4589)に問い合わせること。

開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市戸破字加茂2041番			射水市三ヶ3973番地	永森建設工業株式会社
魚津市川縁22番1、23番1、23番2及び23番3			魚津市住吉3956番地の17	魚津運輸株式会社

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は

特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和5年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県警察ネットワーク端末等 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日（60か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年富山県告示第183号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年富山県告示第183号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 本装置の稼動後に、平日の執務時間内の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

令和5年7月11日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和5年6月9日から同年7月3日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和5年6月23日 午前11時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部7階 701会議室

- (4) 入札書の提出期限

令和5年7月25日 午前10時

- (5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時

令和5年7月25日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部7階 701会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の60か月分の賃借料の総額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わ

ない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Toyama Prefectural Police Network Client, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 10:00 a.m. on July 25, 2023
- (3) Contact point for notification:
Accounting Division, Police Administration Department
Toyama Prefectural Police Headquarters
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8570 Japan
Phonenumber: 076-441-2211

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により

次のとおり公示する。

令和5年6月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

富山県税務電算システム及び電子申告システム維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県経営管理部税務課 富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年4月3日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n株式会社 富山支店

富山県富山市新桜町2番21号

5 随意契約に係る契約金額

43,592,593円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和5年4月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月9日

富山県監査委員 山 崎 宗 良

富山県監査委員 亀 山 彰
富山県監査委員 田 中 篤 人
富山県監査委員 高 橋 正 樹

1 県の機関

(1) 監査対象箇所		監 査 年 月 日
教育委員会	魚津工業高等学校	令和5年4月19日
同	南砺福野高等学校	令和5年4月25日
同	新川みどり野高等学校	令和5年4月19日
同	しらとり支援学校	令和5年4月26日
同	ふるさと支援学校	令和5年4月26日
同	となみ総合支援学校	令和5年4月25日
公安委員会	魚津警察署	令和5年4月19日
同	南砺警察署	令和5年4月25日
同	小矢部警察署	令和5年4月27日

(2) 監査対象年度

令和3年度及び令和4年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

ア 職員手当の支給に誤りがあった。

イ 予算の執行において適性を欠くものがあった。

ウ 交通事故による損害が生じた。（2箇所）